

婚姻届のかきかた

西宮市役所市民課戸籍 電話 0798-35-3128

(1)	(よみかた) 氏名	夫になる人(旧姓) にしのみや たろう 西宮 太郎	妻になる人(旧姓) こうやま はなこ 甲山 花子
	生年月日	平成 2年5月5日	平成 4年3月3日
(2)	住所	兵庫県西宮市六湛寺町 10番地 3号	東京都千代田区丸の内1丁目 1番地 1-405号
	〔住所登録をしているところ〕	世帯主の氏名 西宮 太郎	世帯主の氏名 甲山 登
(3)	本籍	兵庫県西宮市 六湛寺町 100番地	東京都千代田区 丸の内1丁目 1番地
	〔外国人のときは国籍だけを書いてください〕	筆頭者の氏名 西宮 五郎	筆頭者の氏名 甲山 登
(4)	父母の氏名 父母との続き柄	父 西宮 五郎 母 西宮 花江	父 甲山 登 母 甲山 春美
	〔他の養父母はその他の欄に書いてください〕	父 西宮 五郎 母 西宮 花江	父 甲山 登 母 甲山 春美
(5)	結婚後の夫婦の氏・新しい本籍	<input type="checkbox"/> 夫の氏 <input type="checkbox"/> 妻の氏 <input checked="" type="checkbox"/> 新本籍(左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) 兵庫県西宮市六湛寺町 10番地	
	同居を始めたとき	平成 30年 1月	〔結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください〕
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別
	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(7)	夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
	その他		
(8)	届出人署名	夫 西宮 太郎	妻 甲山 花子
	※押印は任意	西宮印	甲山印
事件簿番号		連絡先 電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

証人			
署名	東村 留夫	東村印	西村 作蔵
※押印は任意			西村印
生年月日	昭和 38年 10月 10日		昭和 33年 7月 7日
住所	西宮市鳴尾町		西宮市甲東園
	3丁目 5番地 14号		3丁目 2番地 28号
本籍	西宮市鳴尾町		西宮市甲東園
	3丁目 10番地		3丁目 1番地 2

◎ 記入のしかた ※記入には消せる筆記具を使用しないでください。

(1) 氏名	氏は婚姻前の氏を記入して下さい。
(2) 住所	届出日現在、住所登録をしているところを記入して下さい。ただし、当市に転入(転出証明書等を添付して下さい)、または転居届を同時にされる場合は、新住所を記入して下さい。(執務時間外に宿直室に届ける場合には、住所変更の届はできませんので旧住所を記入して下さい)
(3) 本籍	婚姻前の夫妻のそれぞれの本籍地、筆頭者を、外国人は国籍だけを記入して下さい。
父母の氏名 父母との続き柄	実父母の氏名、その続き柄を記入して下さい。養父母については、 その他欄に同様に書いて下さい。(父母の氏は父母が離婚などの場合に、届出日現在の氏を書いて下さい。)
婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	夫・妻どちらの氏で婚姻するか該当する口に✓印をし、婚姻後夫婦が新戸籍を編成するところの本籍地を記入して下さい。 ただし、☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは記入しないで下さい。
(6) 初婚・再婚の別	初婚・再婚の区別を口に✓印をし、再婚の場合には、死別・離別の年月日も記入して下さい。
(7) 同居前のおもな仕事	同居を始める前の夫になる人、妻になる人の世帯の主たる生計者の仕事について該当する口に✓印をして下さい。
(8) 夫婦の職業	夫婦の職業は国勢調査の年(例、西暦2020年、2025年等)だけ記入して下さい。
届出人	署名は自筆、氏名は氏名欄と同様に婚姻前の氏名を記入して下さい。
証人	成人者の証人が2名必要です。(親族でも可)

- ◎ 届出のとき必要なもの
- 届書** 届書を西宮市に提出する場合は1通で結構です。(他市へ提出する場合は提出先に通数を確認して下さい。)
 - 転出証明書等** 婚姻届と同時に転入届をされる方は、前住所地での転出証明書が必要です。(婚姻届だけでは住所変更はできません。)
住基カード・マイナンバーカードをお持ちの方は、手続きの方法が異なりますので、前住所地でご確認下さい。
 - その他**
 - 届書をお持ちいただく方のご本人確認をさせていただいておりますので、本人確認資料(運転免許証、パスポート等)をお持ち下さい。
 - 国民健康保険、国民年金に関しては、別途手続きが必要です。国民健康保険証、国民年金手帳等をお持ちの上、各担当で手続きして下さい。
 - 外国籍の方の届出については、他に必要なものや書き方の説明をしますので、市民課戸籍におたずね下さい。
 - 届出は、各支所・サービスセンターでもできます。**

鳴尾支所	電話 0798-47-0101	甲東支所	電話 0798-51-2681
塩瀬支所	電話 0797-61-0521	山口支所	電話 078-904-0395